

八街市告示第320号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第6条の規定により抑留された旨狂犬病予防員から通知がありましたので、法第6条第8項の規定により公示します。

令和8年9月29日

八街市長 北村 新司

1 令和8年9月28日抑留

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	その他特徴
令和8年9月28日	八街市大谷流	柴犬	茶白	オス	中	

2 上記の犬は、令和8年10月5日までに引き取りませんと処分されます。

3 収容施設名 千葉県動物愛護センター

住所 千葉県富里市御料709番地1

電話 0476-93-5711